

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

センサーが行っている補助対象事業について、給付定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度におけるセンサーによる補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
東京都事業内 職業訓練事業		
1 運営費	○専門課程 12,462千円 高度職業訓練 専門課程 (2年制) 居住システム系建築科 補助対象訓練生 28人 ○短期課程 10,246千円 普通職業訓練 短期課程 建築科 72回 1,133人 建築科 I T 3回 21人 溶接科 3回 28人 電気工事科 4回 51人	○専門課程 12,742千円 高度職業訓練 専門課程 (2年制) 居住システム系建築科 補助対象訓練生 30人 ○短期課程 8,964千円 普通職業訓練 短期課程 建築科 69回 1,097人 建築科 I T 1回 9人 溶接科 3回 37人
2 施設費	建物補修等 (アルミサッシの取付) 1,226千円	(実績なし)
3 設備費	電動工具等 9台 164千円	パソコン 30台 2,510千円 電動工具等 11台 238千円

東京都職業能力開発協会

第1 監査の目的

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 東京都職業能力開発協会
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

東京都職業能力開発協会 (以下「協会」という。) は、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) に基づき、昭和54年8月に設立された法人で、東京都内において職業能力の開発の促進を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 事業主等の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡
- イ 事業主等の行う職業訓練に従事する者の研修
- ウ 技能検定試験の実施

(2) 組織

協会は、事務所を千代田区飯田橋三丁目10番3号に置き、役員39名 (会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事32名、監事3名) (うち非常勤役員38名) 及び職員15名 (うち都派遣職員1名)、2部4課で構成されている。

3 都との関係

都は、協会が行う補助対象事業について、平成25年度1億4,984万5千円、平成26年度1億5,896万5千円の補助金を交付している。協会に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 協会に対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助 対象額	補助金額	補助 対象額	補助金額	
東京都職業能力開発協会 力開発協会 補助事業 (東京都職業能力開発協会 会費補助金 交付要綱)	1 管理費補助	76,664	75,221	82,085	80,634 補助対象額から会費・諸 収入・寄付金の10%を 控除した額を補助 (国は基額により算出し た額、都は残額を補助)
	2 職業訓練振興 事業 (職業訓練指 導員講習)	4,553	2,748	4,423	2,894 補助対象額から当該事業 収入を控除した額を補助 (国は基額により算出し た額、都は残額を補助)
	技能検定試験 実施事務費 (技能検定事 業)	263,139	71,876	282,104	75,440
小計	267,692	74,624	286,527	78,334	
合計	344,356	149,845	368,612	158,968	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月29日
(2) 団 体 平成27年9月17日及び同月18日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

協会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び

補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度における協会による補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名 事業の概要	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
東京都職業能力開発協会費補助事業		
1 管理費補助	人件費、運営費 75,221千円	人件費、運営費 80,634千円
2 事業費補助	○職業訓練振興事業 職業訓練指導員講習 3回 116人 2,748千円 ○技能検定試験実施事務費 71,876千円	○職業訓練振興事業 職業訓練指導員講習 3回 100人 2,894千円 ○技能検定試験実施事務費 75,440千円
	技能検定事業 ・技能検定試験 学科試験(前期・後期) 7,823人 実技試験(前期・後期) 9,188人	技能検定事業 ・技能検定試験 学科試験(前期・後期) 7,664人 実技試験(前期・後期) 9,110人
	・基礎級技能検定 学科試験(随時) 1,066人 実技試験(随時) 1,047人	・基礎級技能検定 学科試験(随時) 1,358人 実技試験(随時) 1,345人

東京都漁業協同組合連合会

第 1 監査の目的
 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 7 項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

- 第 2 監査の対象
- 1 監査対象団体及び局
 - (1) 監査対象団体 東京都漁業協同組合連合会
 - (2) 監査対象局 産業労働局

- 2 団体の概要
- (1) 団体の概要
 東京都漁業協同組合連合会 (以下「連合会」という。) は、水産業協同組合法 (昭和 2 3 年法律第 2 4 2 号) に基づき、昭和 2 5 年 1 月に設立された法人で、所属員の漁業の生産能力の向上等の振興を図り、所属員の経済的及び社会的地位を高めることを目的として、主に次の事業を行っている。
 - ア 購買事業
 - 燃料、漁業用資材等の供給
 - イ 販売事業
 - 水産物等の販売
 - ウ 指導事業
 - 漁業経営に係る指導、会員監査及び福利厚生事業
 - (2) 組織
 連合会は、事務所を港区港南四丁目 7 番 8 号に置き、役員 9 名 (代表理事会長 1 名、副会長 理事 2 名、専務理事 1 名、理事 3 名、代表監事 1 名、監事 1 名) (うち非常勤役員 8 名) 及び職員 2 0 名 (うち都派遣職員 1 名) 、 1 室 3 部 4 課をもって構成されている。
- 3 都との関係
 都は、連合会が行う漁協指導強化対策等の補助事業に対し、平成 2 5 年度に 1 億 1, 0 6 4 万 余円、平成 2 6 年度に 1 億 1, 6 2 7 万 余円の補助金を交付している。
 連合会に対する補助金の交付状況は、表 1 のとおりである。

(表 1) 連合会に対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		補助率 (負担割合)
	補助 対象額	補助 金額	補助 対象額	補助 金額	
1 漁協指導強化対策事業 (漁協指導強化対策事業費補助金交付要綱)	14, 606	13, 060	15, 654	13, 283	補助対象額のうち、人件費 10 / 10 以内、事務費 1 / 2 以内 (都単独)
2 沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業 (沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業費補助金交付要綱)	50, 788	50, 788	51, 000	51, 000	補助対象額の 10 / 10 以内 (都単独)
3 大中小型網漁業等対策事業 (大中小型網漁業等対策事業費補助金交付要綱)	1, 043	500	1, 083	500	補助対象額の 1 / 2 以内 (都単独)
4 島しょ漁業経営支援緊急対策事業 (島しょ漁業経営支援緊急対策事業費補助金交付要綱)	45, 709	45, 709	47, 268	47, 268	補助対象額の 10 / 10 以内 (都単独)
5 燃料価格高騰緊急対策事業 (燃料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱)	588	588	3, 766	3, 766	補助対象額の 10 / 10 以内 (都単独)
6 漁業就労安定対策事業 (漁業就労安定対策事業費補助金交付要綱)	0	0	919	459	補助対象額の 1 / 2 以内、うち平成 2 5 年度の研修費は定額 (都単独)
合 計	112, 736	110, 647	119, 693	116, 279	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

- 第 3 監査の範囲及び実施監査期間
- 1 監査の範囲
 平成 2 5 年度 (平成 2 5 . 4 . 1 ~ 平成 2 6 . 3 . 3 1) 及び平成 2 6 年度 (平成 2 6 . 4 . 1 ~ 平成 2 7 . 3 . 3 1) の補助事業について実施した。

- 2 実地監査期間
 (1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月30日
 (2) 団 体 平成27年9月29日
- 第4 監査の結果
 1 補助対象事業の執行について
 連合会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。
- 第5 補助対象事業の概要
 平成25年度及び平成26年度における連合会による補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名 事業の概要	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
1 漁協指導強化対策事業 漁業協同組合の組織、財務、営漁等の指導体制の強化と漁協の合併を進め、漁業者の経営管理能力の向上及び財務体質の改善を図るための指導	①人件費 12,146千円 ・都派遣職員 1名 ②事務費 914千円 ・島上巡回指導 9回	①人件費 12,369千円 ・都派遣職員 1名 ②事務費 914千円 ・島上巡回指導 15回
2 沖ノ島島漁業支援対策事業 沖ノ島島周辺海域における漁業操業への支援及び資源の維持増大	①普及指導 1,692千円 ・沖ノ島島フオーラム試食会の開催等 ②シマアジの種苗放流 ・17万尾 49,096千円	①普及指導 1,915千円 ・沖ノ島島フオーラム試食会の開催等 ②シマアジの種苗放流 ・17万尾 49,085千円
3 大中型まき網漁業等対策事業 東京都海域における漁業紛争の防止を図るための協議会の運営	・東京都大中型まき網漁業等対策協議会の開催 5回	・東京都大中型まき網漁業等対策協議会の開催 5回

事業名 事業の概要	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
4 島上地区における漁業用燃料の運搬運賃の補助	・受益船舶数 延べ3,214隻 ・燃料使用量 3,602キロリットル	・受益船舶数 延べ3,214隻 ・燃料使用量 3,553キロリットル
5 燃油価格高騰緊急対策事業 漁業用燃油価格差補填金における漁業者積立分の補助	・利用者数 55人 ・燃油使用量 170.2キロリットル	・利用者数 102人 ・燃油使用量 1,299.7キロリットル
6 漁業就労安定対策事業 新規漁業就業者の安定的な確保を図るための経費補助	(実績なし)	・資格取得経費補助 5人 ・短期研修費補助 1回 10人

東京都商店街振興組合連合会

(表1) 連合会に対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助 対象額	補助金額	補助 対象額	補助金額	
東京都商店街振興組合連 合会指導事業 (東京都商店街振興組合 連合会指導事業費補助 金交付要綱)	90,557	75,000	100,962	85,924	補助対象額の10/10以内 (都単独)

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

- 第2 監査の対象
- 1 監査対象団体及び局
 - (1) 監査対象団体 東京都商店街振興組合連合会
 - (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

- (1) 団体の概要
東京都商店街振興組合連合会(以下「連合会」という。)は、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき、昭和43年4月に設立された法人で、組合員又はその構成員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的として、主に次の事業を行っている。
 - ア 商店街振興組合等の設立・運営に関する指導
 - イ 商店街活性化のための各種研修及び調査事業
- (2) 組織
連合会は、事務所を中央区銀座二丁目10番18号東京都中小企業会館内に置き、役員30名(理事長1名、副理事長4名、理事22名、監事3名)(うち非常勤役員29名)及び職員9名で、5課をもって構成されている。

3 都との関係

都は、連合会が行う商店街振興組合指導等の補助事業に対し、平成25年度に7,500万円、平成26年度に8,592万円の補助金を交付している。連合会に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

- 1 監査の範囲
平成25年度(平成25.4.1~平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1~平成27.3.31)の補助事業について実施した。
- 2 実地監査期間
 - (1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月30日
 - (2) 団 体 平成27年9月17日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について
連合会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業等の概要

- 1 財政面から見た都との関係
連合会の収支の内訳は、表2のとおりである。
平成25年度における収入額は、9,530万円であり、その財源に占める都からの収入の割合は78.7%となっている。
また、平成26年度における収入額は、1億1,104万円であり、その財源に占める都からの収入の割合は77.4%となっている。

(表2) 平成26年度及び平成25年度における収支の内訳

項目	平成26年度		平成25年度		増(△)減
	収入額(A)	111,040	95,301	15,738	
都からの補助金収入(B)	85,924	75,000	10,924		
(率)(B/A×100)	(77.4%)	(78.7%)			
他の収入	25,115	20,301	4,813		
支出額	111,691	103,918	7,772		

(単位：千円)

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

2 事業実績
平成25年度及び平成26年度における連合会による補助対象事業の実績は、表3のとおりである。

(表3) 補助対象事業の実績

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
事業の概要 東京都商店街振興組合連合会指導事業	①商店街指導員及び職員の設置 54,093千円	①商店街指導員、職員及び役員の設置 61,858千円
商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立・運営等に関する指導並びに商店街活性化のための各種研修、調査事業等に係る補助	・商店街指導員及び職員 9人 ②組合等への指導等の実施 2,700千円 ・組合等指導 381回	・商店街指導員、職員及び役員 9人 ②組合等への指導等の実施 2,698千円 ・組合等指導 386回
	③円滑な業務運営及び商店街指導員の資質の向上を図る事業 10,860千円 ・講習会等参加 7回	③円滑な業務運営及び商店街指導員の資質の向上を図る事業 10,803千円 ・講習会等参加 6回
	④商店街活性化推進調査・研究 1,499千円 ・調査・研究事業委員会の開催 4回	④商店街活性化推進調査・研究 1,499千円 ・調査・研究事業委員会の開催 4回
	⑤後継者養成研修 1,046千円 ・商店街大学の開催 7回	⑤後継者養成研修 1,047千円 ・商店街大学の開催 7回
	⑥情報提供 4,800千円 ・商店街ニュースの発行 毎月3,300部	⑥情報提供 4,920千円 ・商店街ニュースの発行 毎月3,300部
		⑦商店街等活性化セミナー 3,096千円 ・活性化イベント等々の作成 2,000部

東京都中小企業団体中央会

第1 監査の目的
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象
1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 東京都中小企業団体中央会
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

- (1) 団体の概要
東京都中小企業団体中央会 (以下「中央会」という。) は、中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づき、昭和31年1月に設立された法人で、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 (以下「組合」という。) の健全な発達を図り、あわせて中小企業の振興を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。
ア 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡
イ 組合の設立指導
ウ 組合の監査
エ 組合の指導者の養成
オ 講習会、研究会及び講演会の開催
カ 情報の提供、調査及び研究
キ 表彰
ク 図書、機関誌及び資料の刊行
ケ 職業紹介事業
コ 展示会、見本市等の開催
- (2) 組織
中央会は、事務所を中央区銀座二丁目10番18号東京都中小企業会館内に置き、役員104名 (会長1名、副会長6名、専務理事1名、常任理事26名、理事67名、監事3名) (うち非常勤役員101名) 及び職員42名で、6課をもって構成されている。

3 都との関係

都は、中央会が行う組合の育成、指導等の補助事業に対し、平成25年度に5億477万余円、平成26年度に6億3,588万余円の補助金を交付している。
中央会に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表 1) 中央会に対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助 対象額	補助 金額	補助 対象額	補助 金額	
1 中小企業連携組織対策事業 (東京都中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱)	266,472	234,878	274,062	238,857	補助対象額の10/10以内。 ただし、 ・福利厚生費及び組合組織強化は1/2以内 ・中小企業連携組織等支援のうち、公的支援制度講習会以外は2/3以内 (都単独)
2 受注型中小製造業競争力強化 支援事業 (受注型中小製造業競争力強化支援事業補助金交付要綱)	235,933	235,933	366,474	366,474	補助対象額の10/10以内 (都単独)
3 グループ戦略策定・展開支援 事業 (グループ戦略策定・展開支援事業費補助金交付要綱)	24,993	24,993	21,286	21,286	補助対象額の10/10以内 (都単独)
4 技術・技能継承事業 (東京都技術・技能継承事業費補助金交付要綱)	8,966	8,966	6,439	6,439	補助対象額の10/10以内 (都単独)
5 団体向けBCP策定支援事業 (東京都団体向けBCP策定支援事業費補助金交付要綱)	—	—	2,826	2,826	補助対象額の10/10以内 (都単独)
合 計	536,366	504,771	671,089	635,884	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度（平成25.4.1～平成26.3.31）及び平成26年度（平成26.4.1～平成27.3.31）の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月30日

(2) 団体 平成27年9月16日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

中央会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度における中央会による補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
1 中小企業連携組織 策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員及び職員の設置 201,547千円 ・補助対象指導員等 33人 ②指導員等の資質向上 13,786千円 ・巡回支援 3,437回 ③備品の取得 2,000千円 ・サーバのリース等 ④地域産業実態調査 517千円 ・組合特定問題研究会の開催 2回 ・中小企業労働事情実態調査 424事業所 ・任意グループ実態調査 267グループ 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員及び職員の設置 204,373千円 ・補助対象指導員等 33人 ②指導員等の資質向上 13,786千円 ・巡回支援 3,686回 ③備品の取得 2,057千円 ・サーバのリース等 ④地域産業実態調査 532千円 ・組合特定問題研究会の開催 2回 ・中小企業労働事情実態調査 505事業所 ・組合情報化実態調査 1,249組合
⑤中小企業団体情報連絡員の設置 5,324千円	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業団体情報連絡員 150人 ・情報連絡員報告会の開催 2回 ⑥組合指導情報整備 2,100千円 ・通信機器の設置、ホームページによる情報発信等 ⑦中小企業連携組織等支援 8,031千円 ・会計・税務、法律相談等個別専門支援 56回 ・講習会・研究会の開催 56回 うち組合管理者等講習会等 55回 公的支援制度講習会 1回 ・情報ネットワーク現地支援 5回 ⑧組合組織強化 1,245千円 ・組合自主研修助成 18組合 ⑨初年度調査 326千円 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤中小企業団体情報連絡員の設置 5,330千円 ・中小企業団体情報連絡員 150人 ・情報連絡員報告会の開催 2回 ⑥組合指導情報整備 2,160千円 ・通信機器の設置、ホームページによる情報発信等 ⑦中小企業連携組織等支援 9,194千円 ・会計・税務、法律相談等個別専門支援 56回 ・講習会・研究会の開催 62回 うち組合管理者等講習会等 61回 公的支援制度講習会 1回 ・情報ネットワーク現地支援 5回 ⑧組合組織強化 1,423千円 ・組合自主研修助成 20組合

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
2 受注型中小製造業競争力強化支援事業	①事務経費 27,580千円 ②交付金 208,353千円 ・交付決定企業数 35件 ・交付企業数 52件	①事務経費 28,798千円 ②交付金 337,676千円 ・交付決定企業数 52件 ・交付企業数 54件
3 グループ戦略策定・展開支援事業	①事務経費 335千円 ②報償費 21,580千円 ・計画策定支援 47組合等、355回 ・計画実施支援 15組合等、60回 ③助成事業 3,078千円 ・計画実施支援 (販路開拓) 4組合等	①事務経費 467千円 ②報償費 19,992千円 ・計画策定支援 42組合等、297回 ・計画実施支援 19組合等、76回 ③助成事業 826千円 ・計画実施支援 (販路開拓) 1組合 ・計画実施支援 (人材支援) 1団体
4 技術・技能継承事業	①事務経費 972千円 ②事業説明会の実施 365千円 ③研修事業 3,132千円 ・技術・技能継承研修会の実施 8業界	①事務経費 1,108千円 ②事業説明会の実施 383千円 ③研修事業 2,120千円 ・技術・技能継承研修会の実施 6業界
5 団体向けBCP策定支援事業	④助成事業 4,497千円 ・研修会・講習会の開催 7組合 ・マニュアルの作成 6組合等	④助成事業 2,858千円 ・研修会・講習会の開催 4組合等 ・マニュアルの作成 2組合 ・継承計画書の作成 1組合

東京都農業会議

第1 監査の目的
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に對して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

- 1 監査対象団体及び局
(1) 監査対象団体 東京都農業会議
(2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要
東京都農業会議 (以下「農業会議」という。) は、農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) に基づき、昭和29年8月に設立された法人で、都の諮問機関としての業務並びに農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 農地法に基づく建議及び諮問答申
 - イ 農業及び農民に関する情報提供、調査及び研究
 - ウ 農業委員会の委員等の講習及び研修
 - エ 農業委員会に対する助言その他の協力
- (2) 組織
農業会議は、事務所を立川市柴崎町三丁目5番24号に置き、非常勤役員3名 (会長1名、副会長2名)、会議員59名、職員7名で、2部をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助金の交付
都は、農業会議が行う会議の運営、指導、情報提供等の補助事業に對し、平成25年度に8,778万余円、平成26年度に8,785万余円の補助金を交付している。
農業会議に對する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 農業会議に対する補助金交付状況

事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助 対象額	補助 金額	補助 対象額	補助 金額	
1 組織運営費・ 事業費補助 (東京都農業会 議補助金交付 要綱)	組織 運営費	73,115	55,882	73,511	補助対象額の10/10以内。 うち法定福利費は1/2以 内 (国定額、都残留)
	事業費	11,005	11,000	11,377	11,150 (都単独)
小計	84,120	66,882	84,888	66,617	
2 経営構造対策推進事業 (東京都地域特産化の推 進費補助金交付要綱)	9,018	9,000	9,009	9,000	補助対象額の10/10以内 (都単独)
3 地域農政推進対策事業 (東京都地域農政推進対策 事業費補助金交付要綱)	11,905	11,900	12,334	12,240	補助対象額の10/10以内 (都単独)
合計	105,044	87,782	106,233	87,857	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

(2) 委託料の支出

都は、農業会議に東京都農作物生産状況調査等を委託しており、委託料は、平成25年度は3,291万余円、平成26年度は3,407万余円となっている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

- 1 監査の範囲
平成25年度(平成25.4.1~平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1~平成27.3.31)の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月30日
- (2) 団体 平成27年9月18日

(単位：千円)

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

農業会議が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業等の概要

1 財政面から見た都との関係

農業会議の収支の内訳は、表2のとおりである。
平成25年度における収入額は、1億6,536万余円であり、その財源に占める都からの収入の割合は73.0%となっている。
また、平成26年度における収入額は、1億6,520万余円であり、その財源に占める都からの収入の割合は73.8%となっている。

(表2) 平成26年度及び平成25年度における収支の内訳

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成25年度	増(△)減
収入額 (A)	165,208	165,366	△157
都からの収入 (B)	121,933	120,701	1,232
(率) (B/A×100)	(73.8%)	(73.0%)	
補助金	87,857	87,782	75
委託料	34,076	32,919	1,157
他の収入	43,275	44,665	△1,389
支出額	162,469	158,747	3,722

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

2 事業実績

平成25年度及び平成26年度における農業会議による補助対象事業の実績は、表3のとおりである。

(表3) 補助対象事業の実績

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
1 組織運営費・事業費補助	①組織運営費 55,882千円 ・ 議員関係費 59人 ・ 職員関係費 補助対象職員 5人 ②事業費 (農業委員会等活動強化対策事業) 11,000千円 ・ 農業委員・職員研修会 19日 ・ 巡回指導 5回 ・ 活動事例・情報提供資料の作成 400部	①組織運営費 55,467千円 ・ 議員関係費 59人 ・ 職員関係費 補助対象職員 5人 ②事業費 (農業委員会等活動強化対策事業) 11,150千円 ・ 農業委員・職員研修会 18日 ・ 巡回指導 5回 ・ 活動事例・情報提供資料の作成 400部
2 経営構造対策推進事業	・ 田畑売買価格等に関する調査 ・ 農業労賃・農作業料金に関する調査 ・ 広域連携活動指導 7回 ・ 活動評価検討会の開催 13日 ・ 業務効率化検討会の開催 6日 ・ 業務効率化実態調査 1回	・ 田畑売買価格等に関する調査 ・ 農業労賃・農作業料金に関する調査 ・ 広域連携活動指導 7回 ・ 活動評価検討会の開催 14日 ・ 業務効率化検討会の開催 6日 ・ 業務効率化実態調査 1回
3 経営構造対策推進事業	・ 経営構造コンダクターの設置 12人 ・ 指導推進に関する会議の開催 9日 ・ 合意形成の支援活動実績 16回 ・ 事業の点検評価 1回 ・ 第三者の意見聴取 1回 ・ 調査研究、情報収集、情報提供等	・ 経営構造コンダクターの設置 9人 ・ 指導推進に関する会議の開催 8日 ・ 合意形成の支援活動実績 17回 ・ 事業の点検評価 1回 ・ 第三者の意見聴取 1回 ・ 調査研究、情報収集、情報提供等

事業名	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
3 地域農政推進対策事業	・ パソコン記帳実務指導講習会(ほか) 110回、延べ539人 ・ 農業経営者セミナー等の開催 6回 ・ 農業法人の支援・育成と組織活動説明会の開催 3回 ・ 交流会等の開催 5回 ・ 担い手育成支援協議会の開催 4回 ・ 新規就農希望者経営支援会議の開催 2回	・ パソコン記帳実務指導講習会(ほか) 100回、延べ531人 ・ 農業経営者セミナー等の開催 6回 ・ 農業法人の支援・育成と組織活動説明会の開催 3回 ・ 交流会等の開催 5回 ・ 担い手育成支援協議会の開催 4回 ・ 新規就農希望者経営支援会議の開催 3回

東京多摩青果株式会社など3会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体

今回の監査は、「地方卸売市場管理衛生事業」、「地方卸売市場施設整備事業」及び「地方卸売市場地域貢献事業」の各補助要綱に基づき補助金を交付している団体のうち、表1の団体に対して実施した。

(表1) 監査対象団体

団体名	団体設立年月	地方卸売市場名	開設許可年月日	取扱品目	卸売場面積	買受人数 (注1)
東京多摩青果株式会社	昭和22.5	東京都国立 地方卸売市場	昭和48.11.2	青果	9,623	329
東京新宿青果株式会社	昭和22.5	東京都東久留米 地方卸売市場	昭和48.1.1	青果	4,125	200
東京新宿青果株式会社	昭和22.5	東京都練馬青果 地方卸売市場	平成13.11.1	青果	2,015	209
東京八王子青果株式会社	昭和52.8	東京都八王子北野 地方卸売市場	昭和47.6.12	青果	6,008	172

(注1) 買受人とは、仲卸業者及び売買参加者で、人数は、平成27年3月31日現在のものである。

(2) 監査対象局

中央卸売市場

2 団体の概要

(1) 団体の概要

東京多摩青果株式会社など3団体は、生鮮食品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、都民の消費生活の安定に寄与することを目的に、卸売市場法（昭和46年法律第35号）

及び東京都地方卸売市場条例（昭和46年東京都条例第154号。以下「条例」という。）に基づき、地方卸売市場を開設し、生鮮食品の受託販売等を行っている。

(2) 組織

団体の役職員の状況は、表2のとおりである。

(表2) 会社役員員数（平成27.3.31現在）

団体名	所在地	役員					職員
		代表取締役	専務取締役	常務取締役	取締役	監査役	
東京多摩青果株式会社	本店	1	2	2	5	2	216
	北部支店	-	-	-	-	-	40
東京新宿青果株式会社	新宿区北新宿 4-14-10	1	1	1	1	1	4
東京八王子青果株式会社	八王子市北野町 588-2	1	-	-	4	3	36

(単位：人)

3 都との関係

(1) 補助事業の交付目的、対象経費及び算定方法

都は、条例第29条の規定に基づき、地方卸売市場の適正かつ健全な運営の確保を図るため、地方卸売市場の開設者等に対し、「地方卸売市場管理衛生費補助金」、「地方卸売市場施設整備事業費補助金」及び「地方卸売市場地域貢献事業補助金」を交付している。

(2) 補助金交付状況

補助金交付状況は、表3のとおりである。

(表3) 補助金交付状況

(単位：千円)

団体名	年度	地方卸売市場	地方卸売市場	地方卸売市場	補助金合計
		管理衛生費補助金	施設整備事業補助金	地域貢献事業補助金	
東京多摩青果株式会社	平成25年度	4,215	0	2	4,217
	平成26年度	4,266	19,060	2	23,328
東京久留米	平成25年度	942	55,301	0	56,243
	平成26年度	942	12,700	0	13,642
東京新宿青果株式会社	平成25年度	561	0	142	703
	平成26年度	561	0	130	691
東京八王子青果株式会社	平成25年度	1,588	0	42	1,630
	平成26年度	1,515	0	42	1,557
3会社補助金合計	平成25年度	7,306	55,301	187	62,794
	平成26年度	7,284	31,760	175	39,219
補助対象会社補助金合計 (14会社)	平成25年度	9,929	118,300	222	128,451
	平成26年度	8,034	49,552	192	57,778

※粗数については、表を単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、3会社補助金合計と一致しない。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 中央卸売市場 平成27年11月4日及び同月10日

(2) 団体 平成27年11月5日から同月9日まで

団体別実地監査期間は、表4のとおりである。

(表4) 団体別実地監査期間

団体名	実地監査年月日
東京多摩青果株式会社 (国立・東久留米地方卸売市場)	平成27年11月5日
東京新宿青果株式会社 (練馬青果地方卸売市場)	平成27年11月6日
東京八王子青果株式会社 (八王子北野地方卸売市場)	平成27年11月9日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

各会社が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。
その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

中央卸売市場（以下「市場」という。）では、都内地方卸売市場（以下「地方市場」という。）における環境衛生の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市場取引業務及び施設を適正に管理するため、開設者が行う廃棄物の処理に関し、その処理経費の一部を補助することにより、地方市場の適正かつ健全な運営に資することを目的に、東京都地方卸売市場管理衛生費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

この補助金の算定に当たっては、要綱で、補助事業に要した経費と所在地区市町村の条例に定める廃棄物処理手数料により算出した額を比較して小さい方の額の4分の1を東京都の予算の範囲内で補助すると定めている。

ア 誤算定により過大に交付した補助金の返還を求めべきもの

東京都摩青果株式会社が開設する東久留米地方市場への補助金交付の状況を見たところ、表5のとおり、平成26年度の補助金交付において、17万5,000円の過大交付が認められた。

これは、会社が実績報告書を市場に提出し、同報告書に基づき市場が補助金の算定を行った際に、関係帳票等の確認を怠念に行わず、基本的な事務処理を誤ったためである。市場は、誤算定により過大に交付した補助金の返還を求めたい。

（中央卸売市場）

（表5）補助金の算定状況

	補助金の算定		過大交付額 (A-B)
	融 (A)	正 (B)	
可燃物処理金額	3,724,000	2,947,812	
古紙処理金額	44,920	124,140	
補助対象経費(処理金額計)	3,768,920	3,071,952	
算定補助金額 (1/4)	942,000	767,000	175,000

（単位：円）

イ 補助対象経費の算定方法を明確にすべきもの

練馬青果、八王子北野、国立及び東久留米の各地方市場の補助金交付申請書及び実績報告書等について見たところ、補助金を算出する際に、表6のとおり、補助対象経費の算定において、廃棄物処理経費を消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除いた額で算定している地方市場と消費税を含めた額で算定している地方市場があり、また、地方市場の契約が場内清掃も含めた月額定額制の廃棄物処理経費の場合に、市場担当者が口頭により廃棄物処理分に係る経費を地方市場に確認しているなど、補助対象経費の算定方法が明確でない状況が認められた。

市場は、補助金の交付に当たり実施要領等を定めるなど、補助対象経費の算定方法を明確にされたい。

（中央卸売市場）

（表6）補助金交付にかかる算定の状況

	練馬青果	八王子北野	国立	東久留米
廃棄物処理量	143,295kg/年	267,550kg/年	444,938kg/年	108,609kg/年
各地方市場と処理業者との契約方法	月額定額方式(消費税込)	自社で市へ直接持込	月額定額方式(消費税込)で場内清掃も含む	月額定額方式(消費税込)で場内清掃も含む
区・市の廃棄物処理単価	36.5円/kg (H25.10.1改正の単価。消費税込)	25円/kg (消費税込)	40円/kg (消費税込)	38円/kg (消費税込)
補助対象経費算定及び補助金の算定	処理業者との契約の月額から消費税を除いた額の1/4を補助	市の処理単価の減免があり、その支払済額からごみ袋購入費や場内事業者へのごみ袋販売収入を除いた額の1/4を補助	市場担当者が電話で地方市場に聞き取りした処理単価に処理量を乗じた額の1/4を補助	市場担当者が電話で地方市場に聞き取りした処理単価に処理量を乗じた額の1/4を補助

第5 補助対象事業の概要
補助金の種類、内容等は表7のとおりであり、その交付実績は、表8、表9及び表10のとおりである。

(表7) 補助金の種類、内容等

種類	根拠	補助内容	補助率
地方卸売市場 管理衛生費補助金	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱	市場の開設者が行う市場内で発生する一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する経費	補助事業に要した経費又は市場が所在する区市の条例に定める廃棄物処理手数料により算出した額のいずれか少ない額の1/4 (都単独事業)
地方卸売市場 施設整備事業費補助金	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱	東京都卸売市場整備計画等に基づき、多摩地区生鮮食品市場の開設者等が行う施設整備に要する経費	事業費については経費の1/5から4/10付帯事務費については経費の1/2 (都単独事業)
地方卸売市場 地域貢献事業補助金	東京都地方卸売市場地域貢献事業補助金交付要綱	市場の開設者が学校等からの依頼により行う市場見学会内や料理教室事業に要する経費	見学会内2,500円料理教室に要する人件費等の経費の1/2 (都単独事業)

(表8) 地方卸売市場管理衛生費補助金交付実績

(単位：千円、kg)

団体名	年度	補助対象経費	補助金額	事業内容 (廃棄物処理量)
東京多摩青果株式会社	国立	16,861	4,215	430,997
	東久留米	17,067	4,266	444,938
東京新宿青果株式会社	平成25年度	3,768	942	109,230
	平成26年度	3,768	942	108,609
東京八王子青果株式会社	平成25年度	2,244	561	134,655
	平成26年度	2,244	561	143,295
八王子北野株式会社	平成25年度	6,353	1,588	289,600
	平成26年度	6,060	1,515	267,550

(表9) 地方卸売市場施設整備事業費補助金交付実績

(単位：千円)

団体名	平成25年度			平成26年度			
	施設区分 (補助率)	補助対象経費	補助金額	施設区分 (補助率)	補助対象経費	補助金額	事業内容
国立	合計	—	—	合計	95,003	19,060	—
	基幹施設 (1/4)	—	—	基幹施設 (1/5)	34,800	6,960	照明設備改修
東京多摩青果株式会社	合計	299,500	55,301	合計	59,000	11,800	電気設備改修
	基幹施設 (1/5)	299,500	55,301	付帯施設 (1/5)	59,000	11,800	—
東京留米	合計	299,500	55,301	合計	1,203	300	トイレ改修
	基幹施設 (4/10)	299,500	55,301	衛生施設 (1/4)	1,203	300	—

(表 10) 地方卸売市場地域貢献事業補助金交付実績

(単位：千円)

団体名	年度	補助対象経費	補助金額	事業内容
東京多摩青果株式会社	平成25年度	2	2	市場見学案内
	平成26年度	2	2	
東京新宿青果株式会社	平成25年度	142	142	
	平成26年度	130	130	
東京八王子青果株式会社	平成25年度	42	42	
	平成26年度	42	42	

公益財団法人東京動物園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が公の施設の管理を行わせている団体に対して、管理運営に係る事業がその目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京動物園協会
(2) 監査対象局 建設局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）は、昭和22年12月に任意団体として発足し、昭和23年11月に財団法人の設立認可を受けた団体であり、平成22年4月、公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人に移行している。

協会は、東京都における動物園事業の発展振興を図り、動物とその生息環境について知識を広め、人と動物の共存に貢献することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 公益目的事業

(ア) 飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営事業

(イ) 動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業

(ウ) 動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業

イ 収益事業

(ア) 動物園等における物品並びに飲食物販事業

(イ) 東京都から許可を受けて行う動物園等の付帯事業

(ウ) その他動物園等に関する収益事業

(2) 組織

協会は、事務所を台東区池之端二丁目9番7号に置き、役員16名（理事長1名、常務理事2名、理事10名、監事3名）（うち非常勤役員13名）及び職員423名（うち都派遣職員118名）で、4部13課をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 基本財産のうえん

都は、協会に対して、基本財産6億円のうち、4,500万円(7.5%)を出えんしている。

(2) 指定管理業務の委託

都は、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)に基づき、協会を指定管理者(地方自治法第244条の2第3項)として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園(以下「動物園」という。)の管理運営事業を行わせており、平成25年度57億1,561万余円、平成26年度61億3,288万余円の委託料を支出している。

(3) その他の委託

都は、協会に対して、ユビキタス運営事業等を委託しており、委託料は、平成25年度8,454万余円、平成26年度8,121万余円となっている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 建設局 平成27年10月8日及び同月27日
(2) 協会 平成27年10月9日から同月26日まで

第4 監査の結果

1 運営に関する事項

協会は、公の施設である動物園の管理運営事業のほか、公益事業として、動物園における動物解説や各種行事・催物への協力などの教育普及活動を行うとともに、利用者の利便性の向上と公益事業の充実のため、収益事業として、園内の売店などの経営を行っている。

今回の監査対象である動物園の管理運営事業について、協会は従来から受託していた入園者の受付や施設の維持管理などの業務だけでなく、平成18年度からは指定管理者として、都が直営で行ってきた飼育業務を含めた動物園全体の管理運営を担っている。

協会は、引き続き利用者サービスの向上に努めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、園内施設の表記の見直し等、増加することが予想される外国人への対応力を強化していくことが望まれる。

公の施設の管理運営事業について、実績報告書及び契約関係書類を中心に監査を行った結果、別項指摘事項を除き、事業は、運営目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 協会

ア 通用門の施錠管理を適切に行うべきもの

協会は、協会が管理運営している恩賜上野動物園において、夜間における火災・盗難及び不法行為等を防止し、財産の保全と動物園周辺の安全を図るため、夜間警備の業務委託(実施時間:17時15分から翌日8時30分まで)を表1のとおり実施している。当該契約の特記仕様書によれば、動物舎等の園内施設定期巡回を4回(18時、22時、2時、6時)実施し、その際に南京錠で施錠管理をしている10か所の通用門(園外と通じている出入口)の施錠確認等も行うこととしている。

通用門の南京錠の鍵は、出退勤等のため、ほぼ全員の園職員に貸与されており、職員は開錠と同時に必ず施錠もしなければならず、これが確実に行われないと不法侵入のリスクが生じることとなる。

しかしながら、受託者による警備報告書を見たところ、10か所の通用門のうち7か所について、表2及び表3のとおり施錠忘れが記載されていることが認められた。また、協会は、夜間警備日誌により施錠忘れの報告を受けているにもかかわらず、対応が不十分なことから、表3のとおり、A門及びB門については、施錠忘れが繰り返されている。

施錠忘れは、定期巡回の警備員により、発見の頻度、施錠されてはいるものの、こうした状況は、不法侵入のリスクを生じさせており適切でない。

協会は、南京錠による通用門の施錠管理を適切に行われない。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表1) 契約の状況

年 度	契 約 件 名	契 約 期 間	契 約 金 額 (円)
平成26年度	上野動物園夜間警備委託	平成26.4.1～	9,145,440
		平成27.3.31	
平成25年度		平成25.4.1～	8,814,750
		平成26.3.31	

(表2) 年度別施錠忘れの回数

年 度	平成26年度	平成25年度
回数(回)	17	6

(表3) 警備報告書に記載されている施錠忘れの回数

通用門名	A門	B門	C門	D門	E門	F門	G門
回数(回)	7	7	4	2	1	1	1